

高齢化などにより、介護が必要な方が増加している中で、多くの方に介護をいただき、それぞれの立場で、介護についての理解と認識を深め、地域社会における支え合いを促進するため、市民の皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

■介護保険制度
この制度は、40歳以上の市民が保険に加入して、老後の不安要因である介護を、介護する人、介護される人の両方が安心して暮らせるよう社会全体で支えあうために作られた制度です。

高齢化などにより、介護が必要なものが増加している中で、多くの方に介護をいただき、それぞれの立場で、介護についての理解と認識を深め、地域社会における支え合いを促進するため、市民の皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

11月11日(いい日いい日)は「介護の日」 —介護保険制度の概要について—

■利用できるサービスは



下表のとおり
※介護保険ベ
んり帳もご覧
ください。

■利用できるサービス
在宅サービス
訪問介護(ホームヘルプ)
訪問入浴介護
訪問リハビリテーション
訪問看護
居宅療養管理指導
通所介護(デイサービス)
通所リハビリテーション(ディケア)
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
住宅改修費支給
短期入所生活/療養介護(ショートステイ)
特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス
小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設
施設サービス
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護老人保健施設(老人保健施設)
介護療養型医療施設(療養病床等)

①介護が必要になつたら

(新規申請)

市役所介護福祉課に申請

された方は地域支援事業のサービス、「非該当」と判定

原則としてサービスにかかる費用の1割を負担します。

一部を負担

の相談をしてみましょう。

続き

②介護サービスの利用手

認定された方は介護予防サービス、「要支援1・2」と認定された方は地域支援事業のサービス、「非該当」と判定されます(認定の有効期間があります)。

認定結果通知

サービス、「要支援1・2」と

認定された方は介護予防

サービス、「非該当」と

認定された方は地域支援事業の

サービス、「非該当」と

認定された方は介護予防

サービス、「非該当」と